

障 がい 者 計 画  
第 7 期障がい福祉計画

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

障がい者施策は、昭和45年の「心身障害者対策基本法」により基本的な法律が成立し、平成5年には「障害者基本法」へと改められ、同法に基づき「障害者基本計画」が策定されました。平成23年8月の同法改正により、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現することが法の目的として新たに盛り込まれ、障がい者施策の基本的理念として現在に至っています。

一方、障害福祉サービスの利用については、平成15年に従来の措置制度から障がい者が自らサービスを選択する制度へと大きく転換し、さらに平成18年4月には「障害者自立支援法」が施行され、障害福祉サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを確立するため、「障害福祉計画」の策定が市町村及び都道府県に義務付けられました。

また、平成25年4月には、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改められ、障害福祉サービスの充実や障がい者の範囲に難病患者を対象とする改正が行われました。

さらに、平成28年6月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正が行われ、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう支援の一層の充実を図るとともに、これまで障害福祉計画と一体的に策定されてきた障がい児に対するサービスの提供体制を計画的に整備するため、市町村及び都道府県に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

### 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に即して、生活支援にかかわる各種福祉サービス給付等の事項を規定し、当町の障がい者及び障がい児が、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域や家庭において安心して自立した生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現を目指し策定するものです。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とし、3年ごとに見直しを行います。

|                    | 3年度      | 4年度 | 5年度 | 6年度      | 7年度 | 8年度 |
|--------------------|----------|-----|-----|----------|-----|-----|
| 障がい者計画・<br>障がい福祉計画 | 前計画（第6期） |     |     | 本計画（第7期） |     |     |
|                    |          | 見直し |     |          | 見直し |     |
| 障がい児福祉計<br>画       | 前計画（第2期） |     |     | 本計画（第3期） |     |     |
|                    |          | 見直し |     |          | 見直し |     |

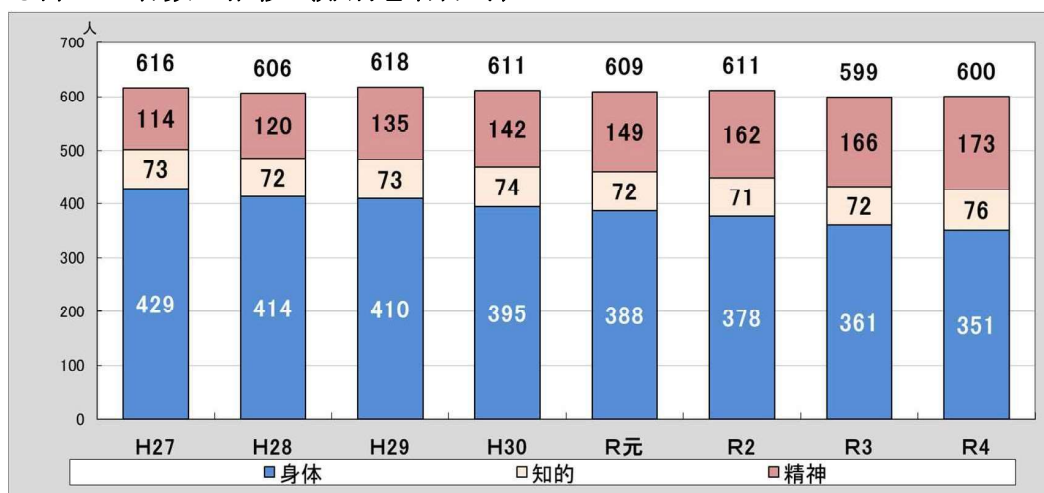
## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1 障がい者数の推移

難病患者を除く障がい者数は、令和4年度末現在で600人となっており、近年は横ばいで推移しています。その内訳は、人口減少に沿う形で身体障がい者は減少傾向となっておりますが、知的障がい者は横ばい、精神障がい者は増加傾向にあります。

令和4年度末現在の人口に占める障がい者の割合は12.7%と町民の約8人に1人は何らかの障がいを有していることになります。

#### ○障がい者数の推移（難病患者除く）



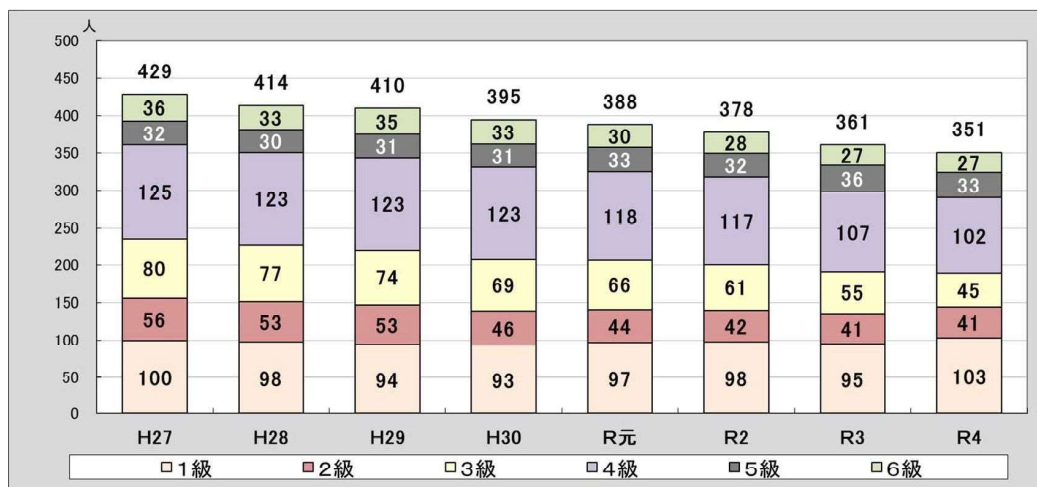
(各年度末現在)

#### (1) 身体障がい者

① 身体障害者手帳の交付者数は、令和4年度末現在で351人となっており、令和元年度から37人減少しています。また、人口に対する手帳交付比率は7.4%と町民の13人に1人の割合で身体障害者手帳を所持していることになります。平成27年度の429人から年々減少しています。

② 障がい等級別では、令和4年度末現在で1級が最も多く103人、次いで4級が102人、3級が45人、2級が41人、5級が33人、6級が27人となっています。

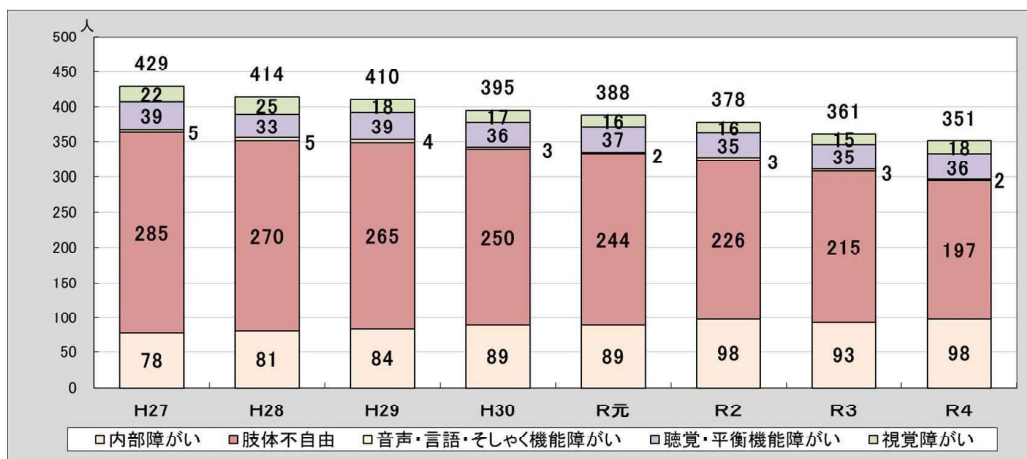
### ○身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）



（各年度末現在）

- ③ 障がい種別では、令和4年度末現在で肢体不自由が最も多く197人、次いで内部障がいが98人、聴覚・平衡機能障がい36人、視覚障がい18人、音声・言語・そしゃく機能障がい2人となっています。

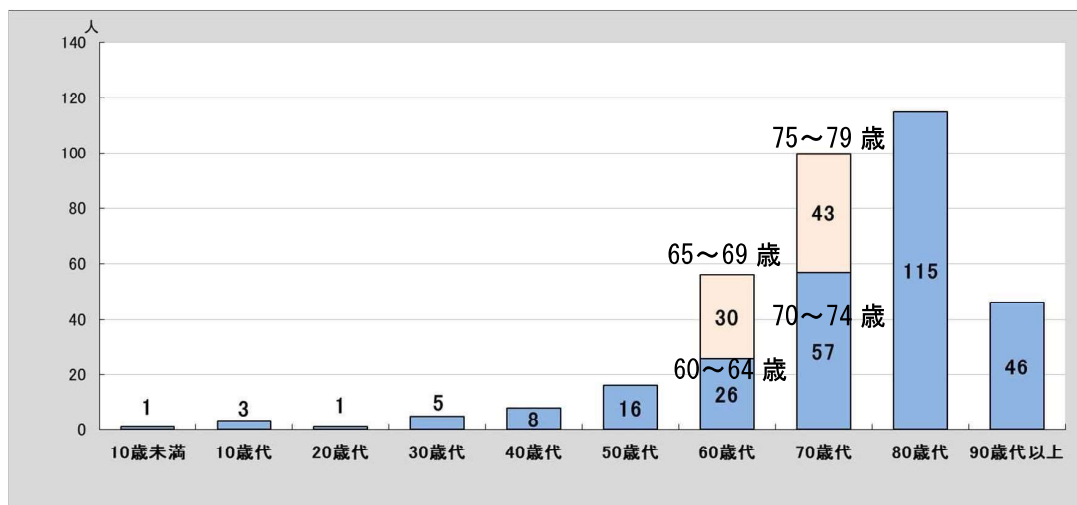
### ○身体障害者手帳交付者数の推移（種別）



（各年度末現在）

- ④ 年代別に見ると、60歳代から手帳所持者が増加し、80歳代が最も多くなっており、全体の8割以上を65歳以上の高齢者が占めています。身体障がい者の多くが介護保険サービスや高齢者福祉サービスを利用している状況で、加齢に伴う疾病等が手帳を所持する要因となっていることが考えられます。

○身体障害者手帳交付者数の状況（年代別）

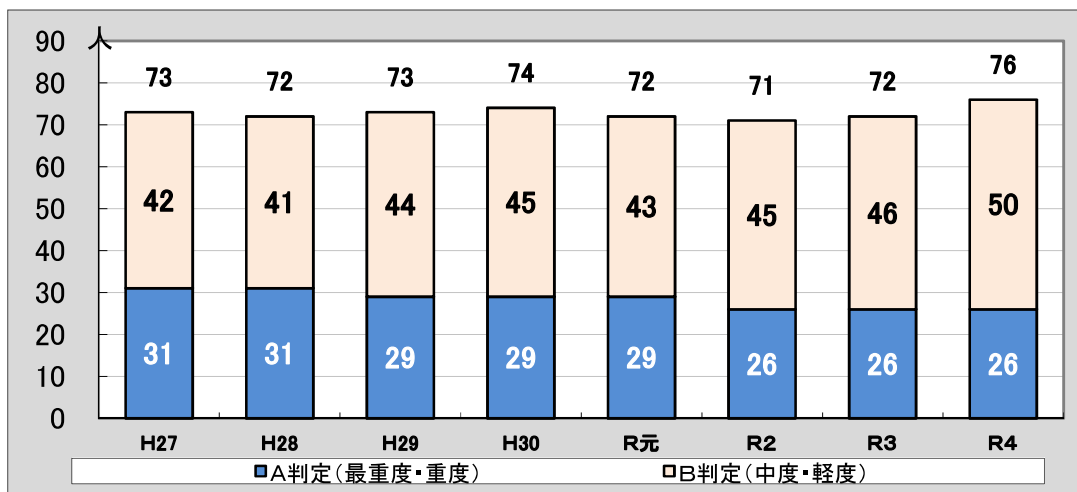


（令和5年3月末現在）

（2）知的障がい者

- ① 療育手帳の交付者数は、令和4年度末現在で76人となっており、若干名増えたものの大きな増減はありません。一方で人口に占める比率は、平成27年度の1.33%と比較し、令和4年度では1.60%と増加を示し、人口の減少が比率を増加させる要因となっています。

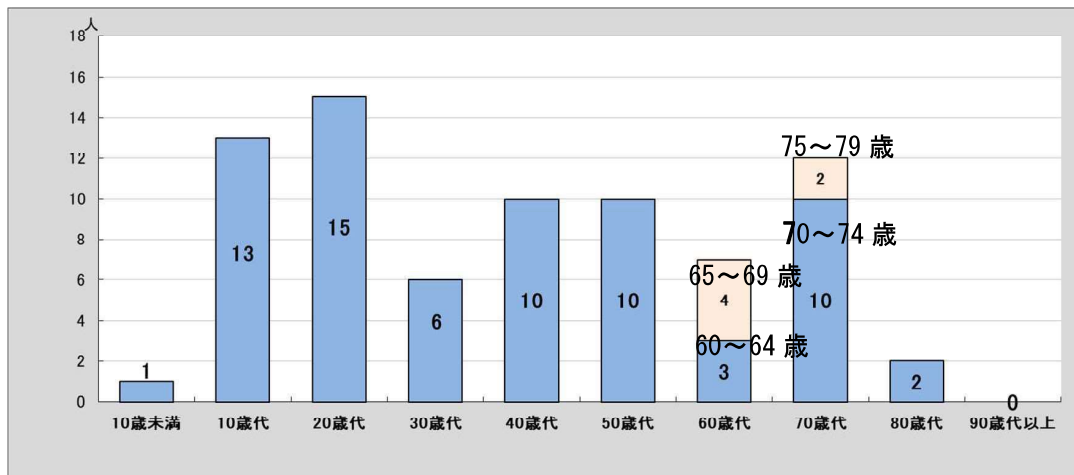
○療育手帳交付者数の推移（判定別）



（各年度末現在）

- ② 療育手帳所持者を年代別に見ると、知的障がいは概ね18歳未満の発達期に生じる障がいであるため、10歳代から70歳代の幅広い年代に分布していますが、高齢化の進展に伴い、知的障がい者の高齢化も進んでいます。

○療育手帳交付者数の状況（年代別）



### (3) 精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）

- ① 精神障がい者数は、令和4年度末現在で173人となっており、年々増加しています。特に、脳器質性精神障害の増加は、アルツハイマー病の認知症など高齢化による脳の変性を伴う認知症の増加が要因として考えられます。
- また、気分（感情）障害の増加は、現代社会をめぐるうつ病等の増加が要因として考えられます。統合失調症や神経症性障害、成人の人格及び行動の障害も増加傾向が見られ、気分（感情）障害とともに今後の推移を注視する必要があります。

#### ○精神障がい者数の推移（病類別）

（単位：人）

| 区 分  |              | 27年        | 28年        | 29年        | 30年        | 元年         | 2年         | 3年         | 4年         |
|--|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 精神障害<br>脳器質性   | アルツハイマー病の認知症 | 3          | 6          | 7          | 9          | 9          | 11         | 10         | 10         |
|  | 血管性認知症       | 3          | 3          | 5          | 5          | 6          | 5          | 5          | 5          |
|  | その他          | 10         | 10         | 11         | 10         | 9          | 12         | 12         | 12         |
|  | 小 計          | 16         | 19         | 23         | 24         | 24         | 28         | 27         | 27         |
| び<br>行<br>動<br>の<br>障<br>害<br>及<br>び<br>精<br>神<br>障<br>害<br>に<br>よ<br>る<br>精<br>神<br>及<br>び<br>物<br>質<br>的<br>障<br>害 | アルコール使用      | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
|  | 覚せい剤使用       | 0          | 0          | 1          | 1          | 2          | 2          | 2          | 2          |
|  | その他          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|  | 小 計          | 1          | 1          | 2          | 2          | 3          | 3          | 3          | 3          |
| 統合失調症  |              | 38         | 38         | 41         | 43         | 45         | 47         | 48         | 49         |
| 気分（感情）障害   |              | 39         | 41         | 48         | 50         | 52         | 55         | 57         | 57         |
| 神経症性障害   |              | 7          | 7          | 7          | 8          | 10         | 13         | 14         | 18         |
| 生理的障害及び身体的要因の行動症候群   |              | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 成人の人格及び行動の障害   |              | 3          | 3          | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          | 2          |
| 知的障害   |              | 0          | 0          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| 心理的発達の障害   |              | 1          | 0          | 1          | 1          | 1          | 1          | 2          | 2          |
| 小児期及び青年期の行動及び情緒障害、特定不能の精神障害  |              | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| てんかん   |              | 8          | 8          | 7          | 7          | 7          | 8          | 8          | 10         |
| その他  |              | 0          | 1          | 2          | 3          | 3          | 3          | 3          | 3          |
| <b>総 数</b>   |              | <b>114</b> | <b>120</b> | <b>135</b> | <b>142</b> | <b>149</b> | <b>162</b> | <b>166</b> | <b>173</b> |

（各年度末現在）



- ② 受療別に見ると、令和4年度末現在、入院が35人で20.0%、通院が79人で45.7%となっており、医療が必要な人は114人と全体の65.9%を占めています。

また、精神障がい者数の増加とともに入院者数も年々増加しています。精神疾患を代表する統合失調症は長期にわたる治療が必要な疾患であり、発症年齢が若年層に多いことから入院が長期化する傾向があります。疾病特性から、家庭や地域での受入体制整備が進まなかったこともあり、社会的入院者が多く、1人当たりの生涯医療費は膨大であり、町全体の医療費を圧迫する要因となっています。医療費抑制等の財政的側面から見ても、精神障がいによる入院者数の推移は注視していく必要があります。

### ○精神障がい者数の推移（受療別）

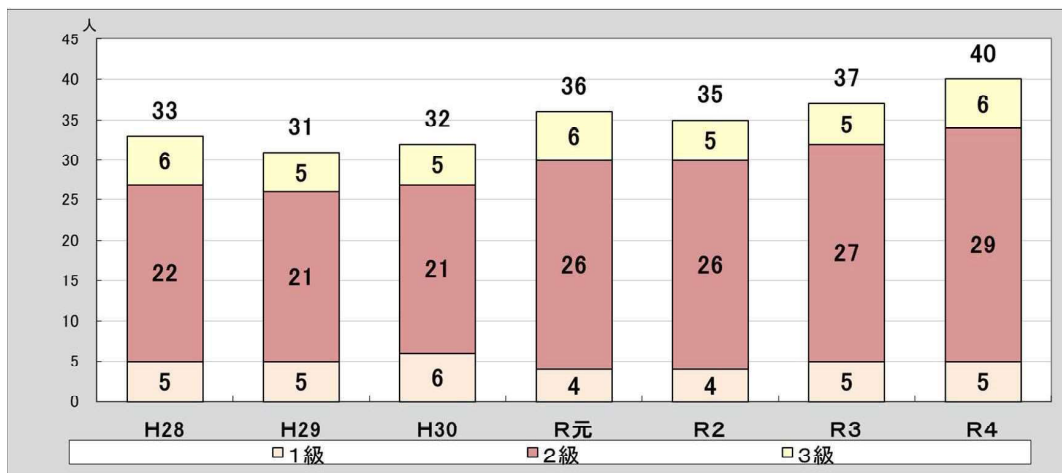
（単位：人）

| 区 分  |                 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年  | 2年  | 3年  | 4年  |
|--|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入<br>院   | 措置入院            | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|  | 医療保護入院          | 5   | 7   | 7   | 8   | 8   | 6   | 3   | 2   |
|  | その他の入院          | 14  | 15  | 23  | 24  | 26  | 29  | 32  | 33  |
|  | 小 計             | 19  | 22  | 30  | 32  | 34  | 35  | 35  | 35  |
| 通<br>院   | 自立支援医療<br>による通院 | 77  | 75  | 69  | 68  | 68  | 70  | 71  | 71  |
|  | その他の通院          | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 8   | 8   | 8   |
|  | 小 計             | 84  | 82  | 76  | 75  | 75  | 78  | 79  | 79  |
| い<br>ず<br>れ<br>に<br>も<br>該<br>当<br>し<br>な<br>い |                 | 11  | 16  | 29  | 35  | 40  | 49  | 52  | 59  |
| 合 計  |                 | 114 | 120 | 135 | 142 | 149 | 162 | 166 | 173 |

（平成27年からは各年度末現在）

- ③ 精神障害者保健福祉手帳の有効交付者数は、令和4年度末現在で40人（1級5人、2級29人、3級6人）となっており、精神障がい者数173人に対して約23%しか手帳を所持していない状況にあります。

○精神障害者保健福祉手帳交付者数の状況（等級別）



（4）難病（特定疾患）患者

障害者総合支援法における障がいの範囲に含まれる難病は、令和3年11月現在、366疾病が対象となっています。令和4年度末現在で特定疾患医療受給者証を交付されている人は、指定難病と北海道が指定する特定疾患を合わせて71人です。

○難病（特定疾患）患者数の推移（疾患別）

（単位：人）

| （1）指定難病                        | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 |
|--------------------------------|----|----|----|----|---|---|---|---|
| 進行性核上性麻痺                       | 4  | 3  | 3  | 1  | 3 | 4 | 4 | 3 |
| パーキンソン病                        | 6  | 6  | 6  | 8  | 8 | 8 | 7 | 9 |
| 大脳皮質基底核変性症                     | 0  | 0  | 0  | 1  | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 重症筋無力症                         | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 多発性硬化症/視神経脊髄炎                  | 1  | 1  | 1  | 1  | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/<br>多巣性運動ニューロパチー | 0  | 0  | 1  | 2  | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 多系統萎縮症                         | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）             | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 1 | 1 | 1 |
| もやもや病                          | 3  | 3  | 3  | 3  | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 遠位型ミオパチー                       | 0  | 0  | 0  | 1  | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 結節性多発動脈炎（結節性動脈周囲炎）             | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 巨細胞性動脈炎                        | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 顕微鏡的多発血管炎                      | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 | 1 | 1 | 1 |

|                   |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 多発血管炎性肉芽腫症        | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 悪性関節リウマチ          | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 2         | 2         | 2         |
| バージャー病（ビュルガー病）    | 1         | 1         | 1         | 1         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 全身性エリテマトーデス       | 4         | 4         | 5         | 5         | 4         | 3         | 3         | 3         |
| 全身性強皮症            | 1         | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 混合性結合組織病          | 1         | 1         | 2         | 2         | 2         | 1         | 1         | 1         |
| シェーグレン症候群         | 6         | 6         | 8         | 8         | 8         | 7         | 1         | 7         |
| ベーチェット病           | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 1         | 1         | 1         |
| 特発性拡張型心筋症（特発性心筋症） | 6         | 7         | 7         | 7         | 7         | 2         | 3         | 3         |
| 肥大型心筋症            | 1         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         | 0         | 0         |
| 特発性血小板減少性紫斑病      | 3         | 3         | 3         | 3         | 2         | 3         | 3         | 1         |
| IgA腎症             | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 2         |
| 黄色靭帯骨化症           | 0         | 2         | 2         | 2         | 2         | 0         | 0         | 0         |
| 後縦靭帯骨化症           | 6         | 5         | 5         | 4         | 4         | 3         | 3         | 3         |
| 特発性大腿骨頭壊死症        | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 3         |
| クッシング病            | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| サルコイドーシス          | 2         | 2         | 2         | 3         | 3         | 1         | 1         | 2         |
| 特発性間質性肺炎          | 1         | 1         | 2         | 2         | 1         | 1         | 1         | 3         |
| 原発性胆汁性肝硬変         | 1         | 1         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 原発性硬化性胆管炎         | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         | 0         | 0         | 0         |
| 自己免疫性肝炎           | 0         | 0         | 1         | 1         | 0         | 0         | 0         | 1         |
| 網膜色素変性症           | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 1         | 0         |
| クローン病             | 5         | 5         | 4         | 4         | 4         | 4         | 4         | 4         |
| 潰瘍性大腸炎            | 5         | 5         | 5         | 5         | 5         | 3         | 3         | 3         |
| 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 1         | 1         |
| 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む） | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 1         |
| 間質性膀胱炎（ハンナ型）      | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         | 0         | 0         | 0         |
| オスラー病             | 0         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 家族性地中海熱           | —         | 1         | 1         | 1         | 1         | 0         | 0         | 0         |
| 特発性多中心性キャッスルマン病   | —         | —         | —         | —         | 1         | 1         | 1         | 0         |
| <b>（1）合計</b>      | <b>67</b> | <b>67</b> | <b>77</b> | <b>81</b> | <b>80</b> | <b>65</b> | <b>64</b> | <b>67</b> |

|                     |           |           |           |           |          |          |          |          |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| <b>（2）特定疾患（道指定）</b> | <b>27</b> | <b>28</b> | <b>29</b> | <b>30</b> | <b>元</b> | <b>2</b> | <b>3</b> | <b>4</b> |
| シェーグレン症候群（道）        | 3         | 2         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 自己免疫性肝炎（道）          | 1         | 1         | 0         | 0         | 1        | 1        | 1        | 0        |
| 突発性難聴               | 3         | 2         | 2         | 2         | 2        | 1        | 1        | 1        |
| 難治性肝炎               | 0         | 0         | 0         | 0         | 1        | 2        | 2        | 2        |
| ステロイドホルモン産生異常症      | 0         | 0         | 0         | 0         | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 肥大型心筋症（特例）          | 1         | 1         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0        |
| ウイルス性肝炎（B・C型）       | —         | —         | —         | —         | —        | —        | —        | —        |
| <b>（2）合計</b>        | <b>8</b>  | <b>6</b>  | <b>2</b>  | <b>2</b>  | <b>4</b> | <b>5</b> | <b>5</b> | <b>4</b> |

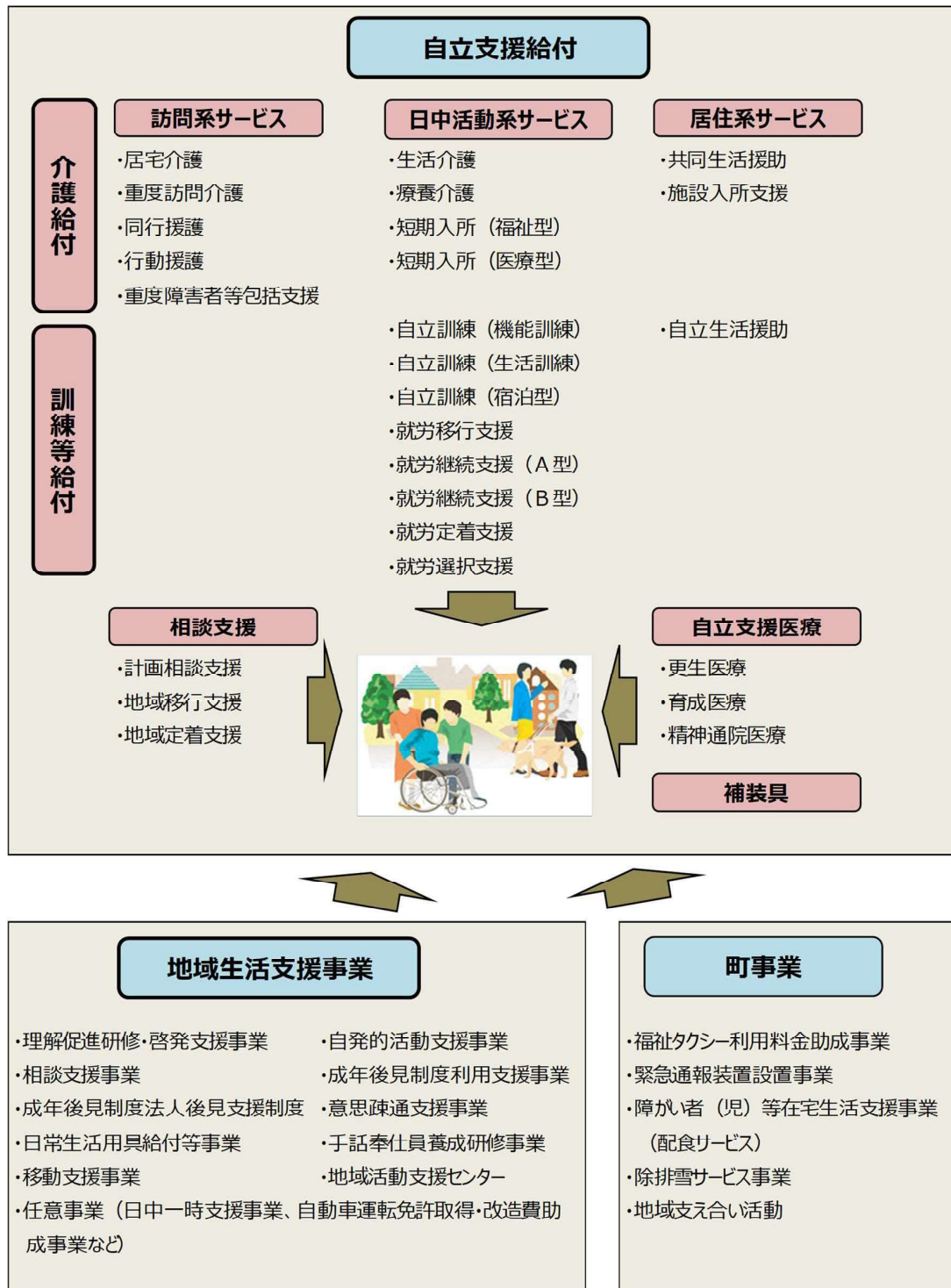
|           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| <b>総計</b> | <b>75</b> | <b>73</b> | <b>79</b> | <b>83</b> | <b>84</b> | <b>70</b> | <b>69</b> | <b>71</b> |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|

※「—」は、その年度の指定疾患対象ではないことを表します。（各年度末現在）

※対象者がいない疾患については、掲載していません。

## 2 障害福祉サービスの実施状況

### 障がい者に対する支援体系



第6期障がい福祉計画における数値目標に対する実績は、次のとおりです。

### (1) 訪問系サービス

訪問系のサービスには、障がい者が在宅でより生活しやすくなるための居宅介護や重度の肢体不自由の身体障がい者に対し入浴などのサービスを行う重度訪問介護などがあります。

令和5年度の利用者は7人となっていますが、障がい者の多くは高齢者であり介護保険の訪問介護を利用しているため、障害福祉サービスとしての利用者数は低い値となっています。利用時間数は計画値と比較して少なく、1人当たりの利用量は少ないことがわかります。

| 項目               | 単位              | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|------------------|-----------------|-----|----|-----|----|-----|----|
|                  |                 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| ・居宅介護<br>・重度訪問介護 | 利用者数(人)         | 9   | 7  | 11  | 7  | 11  | 7  |
|                  | 利用時間数<br>(時間/月) | 107 | 36 | 167 | 23 | 167 | 30 |

※令和5年度実績は見込み、以下同様。

### (2) 日中活動系サービス

#### ①生活介護

常に介護を必要とする障がい者に対し、安定した生活を営むことができるよう、主に昼間に障がい者支援施設などにおいて入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

概ね計画どおりとなっております。

| 項目        | 3年度 |     | 4年度 |     | 5年度 |     |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|           | 計画  | 実績  | 計画  | 実績  | 計画  | 実績  |
| 利用者数(人)   | 33  | 33  | 33  | 35  | 36  | 35  |
| 利用量(人日/月) | 726 | 681 | 726 | 672 | 792 | 677 |

#### ②療養介護

医療及び常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設において機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上の世話などを行います。

平成25年度から2人の利用があり、平成26年度以降の変動はありません。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数(人) | 2   | 2  | 2   | 2  | 2   | 2  |

### ③短期入所(福祉型)

自宅で介護を行う人が病気などの理由により介護ができない場合に、障がい者が障がい者支援施設などへ短期間入所し、入浴や排せつ、食事などの介護が行われます。

利用者は固定化されており、一時的な利用が多いため、1人当たりの利用量は少なく推移しています。

| 項目        | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-----------|-----|----|-----|----|-----|----|
|           | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数(人)   | 7   | 1  | 7   | 3  | 7   | 3  |
| 利用量(人日/月) | 72  | 23 | 72  | 21 | 72  | 22 |

### ④就労移行支援

就労を希望する障がい者に対し、定められた期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。

| 項目        | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-----------|-----|----|-----|----|-----|----|
|           | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数(人)   | 3   | 2  | 3   | 1  | 4   | 2  |
| 利用量(人日/月) | 66  | 22 | 66  | 14 | 88  | 22 |

### ⑤就労継続支援(A型)

一般就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練などを行い、一般就労に向けた支援を行います。

令和4年度から1人利用者が少なくなっていますが、これは一般就労に移行したことによるものです。

| 項目         | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|------------|-----|----|-----|----|-----|----|
|            | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数 (人)   | 2   | 3  | 2   | 2  | 3   | 2  |
| 利用量 (人日/月) | 44  | 35 | 44  | 14 | 66  | 40 |

### ⑥就労継続支援（B型）

企業や就労継続支援（A型）での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人や雇用に結びつかなかった障がい者に対し、雇用契約を結ばずに就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援などを行います。

計画値より少ない実績となり、利用者数、利用量ともに大きな変動はありませんでした。

| 項目         | 3年度 |     | 4年度 |     | 5年度 |     |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|            | 計画  | 実績  | 計画  | 実績  | 計画  | 実績  |
| 利用者数 (人)   | 23  | 22  | 24  | 25  | 25  | 25  |
| 利用量 (人日/月) | 514 | 325 | 536 | 437 | 558 | 437 |

### ⑦就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者の支援を行います。

| 項目         | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|------------|-----|----|-----|----|-----|----|
|            | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数 (人)   | -   | 0  | -   | 1  | -   | 1  |
| 利用量 (人日/月) | -   | 0  | -   | 1  | -   | 1  |

## (3) 居住系サービス

### ①共同生活援助

共同生活援助は、地域において共同生活を営む障がい者に対し、主に夜間に共同生活を営む住居で相談やその他の日常生活の援助を行います。

町内のサービス提供事業所の整備や精神障がい者の退院支援により、利用者は年々増加しています。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数（人） | 14  | 14 | 14  | 16 | 17  | 16 |

## ②施設入所支援

夜間や休日において、施設入所者に入浴、排せつ、食事などの介助や日常生活上の相談支援などを行います。

入所型施設から地域生活への移行が推進されていますが、当町の利用者数に変動はありませんでした。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数（人） | 28  | 27 | 28  | 28 | 28  | 28 |

## （４）相談支援

### ①計画相談支援

障がい者の生活を支え、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかに支援するものです。

計画値よりも多い実績となっていますが、これはモニタリング期間の見直しにより支援の頻度が増えたことによるものです。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数（人） | 7   | 11 | 7   | 10 | 8   | 10 |

### ②地域移行支援

施設や精神科医療機関などに入所又は入院している人で、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている障がい者に対し、住居の確保など新しい生活のための相談や支援を行います。前計画で利用を見込んでいましたが、利用者はいませんでした。



| 項目       | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|----------|-----|----|-----|----|-----|----|
|          | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数 (人) | 1   | 0  | 1   | 0  | 1   | 0  |

### ③地域定着支援

施設や精神科医療機関などから退所又は退院し、単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくために、常時連絡とれる体制を確保し、緊急時等の相談や支援を行います。令和4年度から利用はいませんでした。

| 項目       | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|----------|-----|----|-----|----|-----|----|
|          | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数 (人) | 1   | 1  | 1   | 0  | 1   | 0  |

### 3 補装具費給付事業

補装具とは、身体的欠損や身体的機能損傷を補い、日常生活を送る上で必要な移動の確保や就労場面における能率の向上などを目的として給付される用具です。主なものには、義肢や装具、車椅子などがあります。

| 項目     | 総数 | 内訳 |    |
|--------|----|----|----|
|        |    | 身体 | 児童 |
| 件数 (件) | 8  | 8  | 0  |

(令和5年9月末現在)

### 4 自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために、医療費を支給しています。自立支援医療には、身体障がい者の更生のための医療（更生医療）、身体障がい児の生活能力を得るための医療（育成医療）、精神障がい者が通院により受ける医療（精神通院医療）があります。

| 項目                | 令和5年<br>9月末現在 |
|-------------------|---------------|
| 更生医療 (人工透析) (人)   | 30            |
| 更生医療 (人工透析以外) (人) | 2             |
| 育成医療 (人)          | 0             |
| 精神通院医療 (人)        | 74            |

※精神通院医療は、令和4年度末現在

## 5 地域生活支援事業の実施状況

### (1) 理解促進研修・啓発支援事業

障がいに対する理解を深めるために、地域住民に対し精神科医による講演会を予定していましたが新型コロナウイルス感染症の蔓延により中止しました。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 実施体制の有無 | 有   | 無  | 有   | 無  | 有   | 有  |

### (2) 自発的活動支援事業

身障福祉協会や各種団体の自発的な活動の支援体制構築に努めました。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 実施体制の有無 | 有   | 有  | 有   | 有  | 有   | 有  |

### (3) 相談支援事業

由仁町障がい者総合相談支援センターへの専門職の配置により、障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う人などからの相談に応じる体制づくりに努めました。

また、民生委員児童委員、各種相談員等とも連携し、相談機能の充実を図りました。

| 項目              | 単位    | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-----------------|-------|-----|----|-----|----|-----|----|
|                 |       | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 市町村相談支援事業機能強化事業 | 実施の有無 | 有   | 有  | 有   | 有  | 有   | 有  |
| 住宅入居等支援事業       | 実施の有無 | 有   | 有  | 有   | 有  | 有   | 有  |

### (4) 成年後見制度利用支援事業

障がい者の成年後見制度の利用について、必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

令和3年度以降利用者はいませんでした。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 実施の有無   | 無   | 無  | 無   | 無  | 無   | 有  |
| 利用者数（人） | —   | 0  | —   | 0  | —   | 0  |

#### （５）成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の成年後見制度法人後見活動を支援するため、必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

令和5年度に実施計画がありましたが、利用者はいませんでした。

| 項目    | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-------|-----|----|-----|----|-----|----|
|       | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 実施の有無 | 無   | 無  | 無   | 無  | 有   | 無  |

#### （６）意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、手話通訳者を役場の窓口に設置することにより、障がい者との意思疎通を仲介します。希望があったときに北海道に派遣依頼を行う体制はありますが、利用者はいませんでした。

| 項目                 | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|--------------------|-----|----|-----|----|-----|----|
|                    | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（人） | 0   | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  |
| 手話通訳者設置事業（人）       | 0   | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  |

#### （７）日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障がある人やその家族に対し、日常生活上の便宜を図るための用具及び日常生活の動作を補う用具を給付します。

全国的に大腸がんの増加が健康問題となっていますが、当町においても平成27年度から排泄管理支援用具の給付件数が計画値を上回っており、大腸がんの増加が背景にあることが考えられます。

| 項 目                 | 3年度 |     | 4年度 |     | 5年度 |     |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                     | 計画  | 実績  | 計画  | 実績  | 計画  | 実績  |
| 介護・訓練支援用具（件）        | 1   | 0   | 1   | 0   | 1   | 0   |
| 自立生活支援用具（件）         | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 在宅療養等支援用具（件）        | 1   | 2   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 情報・意思疎通支援用具（件）      | 1   | 0   | 1   | 0   | 1   | 0   |
| 排泄管理支援用具（件）         | 234 | 258 | 234 | 246 | 234 | 252 |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修)(件) | 1   | 0   | 1   | 0   | 1   | 0   |

#### (8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した人が養成研修を修了することで手話奉仕員として登録されます。これまでに養成研修の受講希望はなく、登録者はいません。

#### (9) 移動支援事業

日常の外出及び余暇活動など、社会参加における外出時の移動支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を支援します。

人工透析による移動支援事業利用者数の増加により、利用者数、延べ利用時間ともに計画値を上回る実績となっています。

| 項 目        | 3年度   |       | 4年度   |       | 5年度   |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | 計画    | 実績    | 計画    | 実績    | 計画    | 実績    |
| 利用者数（人）    | 15    | 20    | 15    | 21    | 15    | 21    |
| 延べ利用時間(時間) | 1,470 | 1,648 | 1,470 | 1,831 | 1,470 | 1,831 |

#### (10) 地域活動支援センター

南空知南部地域活動支援センター（南幌町、長沼町、栗山町と共同で北海道社会福祉事業団福祉村に委託）を核とし、日中の創作活動、生産活動の機会の提供を通じて障がい者の地域での生活を支援します。

利用体制は整えられていますが、利用した人はいませんでした。

| 項 目       | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-----------|-----|----|-----|----|-----|----|
|           | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 実施箇所数（か所） | 1   | 1  | 1   | 1  | 1   | 1  |
| 利用者数（人）   | -   | 0  | -   | 0  | -   | 0  |

### (11) 日中一時支援事業

日中活動の場を確保し、障がい者やその家族に必要な支援を行うとともに、一時的な見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを実施します。

利用箇所及び利用者数に変動はありませんでしたが、障がい児の放課後や長期休業時の利用が多くなっています。

| 項目        | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-----------|-----|----|-----|----|-----|----|
|           | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 実施箇所数（か所） | 3   | 1  | 3   | 1  | 3   | 2  |
| 利用者数（人）   | 6   | 3  | 6   | 1  | 6   | 2  |

### (12) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

就労などのために自動車運転免許を取得しようとする人や障がい者用の自動車に改造する人に対し、その費用を助成し、社会参加や自立更生の促進を図っています。

| 項目                | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-------------------|-----|----|-----|----|-----|----|
|                   | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 自動車運転免許取得費助成事業（件） | 1   | 0  | 1   | 0  | 1   | 0  |
| 自動車改造費助成事業（件）     |     | 0  |     | 1  |     | 1  |

※前計画では、2つの事業を合わせて1つの計画値としています。

### (13) 更生訓練費

訓練を受けるための経費や通所のための交通費を助成する制度です。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数（人） | 0   | 0  | 0   | 1  | 0   | 1  |

## 6 その他のサービス実施状況

### (1) 福祉タクシー利用料金助成事業

生活圏の拡大を容易にし、社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的として、重度の障がい者に対し、基本料金を助成しています。

| 項目                | 利用者数 |
|-------------------|------|
| 福祉タクシー利用料金助成事業（人） | 31   |

（令和5年9月末現在）

## (2) 緊急通報装置設置事業

一人暮らしの障がい者（65歳未満）などに対し、生活不安の解消や人命の安全確保を図るために設置しています。

| 項目                | 総数 | 内訳 |    |    |
|-------------------|----|----|----|----|
|                   |    | 身体 | 知的 | 精神 |
| 緊急通報装置設置者数<br>(人) | 3  | 2  | 1  | 0  |

※65歳以上の人は高齢者のサービスとして利用しています。（令和5年9月末現在）

## (3) 障がい者（児）等在宅生活支援事業（配食サービス）

低栄養状態や生活習慣病など、栄養改善が必要な障がい者（65歳未満）に対し、自立した生活を支援するために行っています。

| 項目                | 総数 | 内訳 |    |    |    |
|-------------------|----|----|----|----|----|
|                   |    | 身体 | 知的 | 精神 | 児童 |
| 配食サービス利用者数<br>(人) | 1  | 0  | 1  | 0  | 0  |

※65歳以上の人は高齢者のサービスとして利用しています。（令和5年9月末現在）

## (4) 除排雪サービス事業

除排雪労力の確保が困難な障がい者（65歳未満）に対し、安心して在宅生活を送ることができるように支援しています。

| 項目                 | 総数 | 内訳 |    |    |
|--------------------|----|----|----|----|
|                    |    | 身体 | 知的 | 精神 |
| 除排雪サービス利用者数<br>(人) | 3  | 2  | 1  | 0  |

※65歳以上の人は高齢者のサービスとして利用しています。（令和5年9月末現在）

## (5) 地域支え合い活動

障がい者（65歳未満）が地域で継続して在宅生活を送ることができるよう、支援が必要な対象者に対して、各自治区で支え合い活動をしています。

| 項目       | 総数 | 内訳 |    |    |
|----------|----|----|----|----|
|          |    | 身体 | 知的 | 精神 |
| 名簿登録者（人） | 11 | 5  | 5  | 1  |

（令和5年9月末現在）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

国の基本的理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を本計画の柱とし、障がい者が自ら選択し、その意思決定を支援するとともに、地域や家庭において自立と社会参加が図られるよう障害福祉サービス提供体制の整備を進めます。

### 2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）及び難病等、その障がいの種別に関わらず、身近な地域において必要な障害福祉サービス並びにその他の支援を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育・住まい・労働など各関係機関と連携した一元的な障害福祉サービス提供体制の構築に努めます。

また、当町の社会資源だけでは充足できないサービスや支援も多数あることから、近隣市町に限らず北海道内の各障害福祉サービス事業所と連携を図り、広域的な体制の整備に努めます。

### 3 地域生活、就労などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の入所や入院から地域生活への移行や定着、就労など自立した生活を確保するために必要な支援体制を構築するため、地域生活支援拠点の活用や地域支え合い活動の推進に努めます。

特に、地域生活への移行については、地域生活を継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備に努めます。

また、高齢化の進展による高齢障がい者の増加や、長期に入院している精神障がい者の地域生活移行にも対応することができるよう、介護保険制度や高齢者施策と一体となって由仁町地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 4 地域共生社会の実現に向けた取組

障がい者であってもサービスの「受け手」としてだけでなく「支え手」となり、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、各種制度との横断的な連携を図り、障がい者福祉施策に留まらない包括的な支援体制の構築を目指します。

## 5 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高度化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくため、体制の確保と合わせてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行い、多職種間の連携をより強化し、協力して人材確保に努めるとともに、ハラスメント対策やICTの導入による環境及び事務負担の軽減を目指します。



## 第4章 障がい者福祉施策の展開

### 1 障がい特性に応じた支援

#### (1) 身体障がい者への支援

身体障害者手帳所持者のうち、65歳以上の高齢者は全体の8割以上を占めています。

その大きな要因として、加齢に伴う疾病等により身体障がい者となる中途障がい者の増加があり、脳血管疾患や心疾患、筋骨格系疾患、悪性腫瘍などがあげられます。

障がい者の高齢化に伴い、個別の支援に当たっては介護保険制度や高齢者施策と一体となった保健・医療・福祉等各関係機関との連携や支援体制の構築が今後一層重要となるほか、障がい者が生活しやすい環境整備も必要となることから理解促進や普及啓発の観点からも支援の充実を図ります。

また、中途障がいによる身体障がい者については、障がいの発症予防・重症化予防という予防的側面からの支援も重要です。生活習慣病に起因する障がいの発症・重症化予防や介護予防の観点から、保健予防担当部署をはじめ、保健・医療等各関係機関との連携や支援の充実に努めます。

#### (2) 知的障がい者への支援

知的障がい者（強度行動障がいを有する者を含む。）への支援は、かつては知的障がい者を「保護」する目的から、入所型施設への入所を中心とした施策が展開されていましたが、今は適切な支援のもとに自立と社会経済活動への参加を促進するため、グループホームや家庭等への地域生活移行を推進する施策が進められています。

当町には入所型施設はありませんが、町外の入所型施設利用者やその関係者から地域生活移行の支援要請があったときには対応できるよう関係機関との連携に努めます。

また、当町で生活する知的障がい者が必要な生活支援や就労支援を受け、社会的な自立を目指しながら安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点も含めたサービス提供体制整備の検討を進めるとともに、高齢化に伴う必要な支援の変化にも配慮します。

#### (3) 精神障がい者への支援

国の基本指針では、長期にわたり精神科医療機関に入院している精神障がい者（アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症である者を

含む。)の地域生活移行を促進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が新たな施策として位置づけられました。このことにより、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、体制の整備を進めていくことを基本としています。

長期に入院している精神障がい者の退院は、これまでも精神科医療機関と関係事業者により推進されてきましたが、その疾病特性から家庭や地域社会での受入体制整備が進まなかったこともあり、社会的入院を余儀なくされ、地域生活移行の支障となっていました。また、退院後も、服薬管理や定期受診の継続といった医療と、生活支援を始めとする福祉など複合的な支援が求められます。

そのため、精神障がい者を取り巻く保健・医療・福祉などの幅広い関係機関の連携体制を充実させることにより、家庭や地域社会で精神障がい者が生活していくために必要な基盤整備に努めます。

さらに、精神障がい者やその家族が地域から孤立することがないよう差別を解消し、精神障がいに対する理解を深めるための講演会の開催などにより正しい知識の普及啓発を図ります。

#### (4) 発達障がい者への支援

発達障がい者は、平成22年の障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の改正により、同法の障がい者の範囲に位置付けられました。

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状は通常低年齢において発症するものとされています。

目に見えにくい障がいであり、家庭での子育てのしづらさや就学後の学校生活への不適応をきっかけとして気付かれることが多いことから、保健・保育・教育の連携により個々の障がい特性に適した対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの本人及び家族への支援の実施に努めるとともに、支援プログラム等の実施者を計画的に養成するよう努めます。

また、青年期や成人期以降に、対人関係の不和や就労への不適応などで気付かれることもあります。地域で孤立しがちとなったり、社会生活を営む上で必要不可欠な就労継続に支障を来すなどの生活上の支障として顕在化することが多く、個々の障がい特性や困りごとに対して必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス提供体制の整備と利用の促進を図ります。

さらに、発達障がいに対する理解を深めるための講演会の開催などにより正しい知識の普及啓発を図ります。

#### **(5) 高次脳機能障がい者への支援**

高次脳機能障がいとは、脳血管疾患などの病気や交通事故などの怪我を原因として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの症状により、日常生活や社会生活に支障を来す障がいです。

高次脳機能障がいは、発達障がいと同様に目に見えにくい障がいであるため、理解や配慮が必要なことが周囲にわかりにくいといった特徴があります。

高次脳機能障がい者が必要な支援を受けながら地域で生活していくことができるよう、障害福祉サービス提供体制の整備と利用の促進を図ります。

#### **(6) 難病（特定疾患）患者への支援**

難病患者に対する支援は、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲の見直しなどにより、年々拡充されています。

しかし、難病は治療方法が確立されておらず長期的な療養が必要であったり、希少性が高いことから必要な支援もその疾患や症状により様々です。

そのため、医療との連携や疾患や症状などの個別性に応じた支援が不可欠であり、必要な人に必要な支援が提供されるよう、障害福祉サービス提供体制の整備を図ります。

#### **(7) 高齢障がい者への支援**

高齢化の進展により、身体障がい者の8割以上を65歳以上の高齢者が占めるなど、障がい者においても高齢化は顕著となっています。

そのため、前述の障がい特性に応じた支援とともに、介護保険制度や高齢者施策と一体となった高齢障がい者への支援の充実が大きな課題となっています。

国においては、高齢者・障がい者といった枠組みにとらわれない共生型サービスの創設や地域包括ケアシステム構築が推進されているところであり、本計画についても高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画と一体的に策定し、サービス提供体制の整備や支援の充実を図ることとしています。

一方で、高齢障がい者であっても、障がい特有のニーズに応じた支援が必要なこともあり、相互に連携を図りながら支援体制を構築していくことも求められます。

これらのことから、高齢者・障がい者施策として一体的な由仁町地域包括

ケアシステムの推進を図るとともに、個別支援に当たっては、由仁町地域包括支援センターと由仁町障がい者総合相談支援センターが相互に連携し、高齢障がい者が必要とする支援を取捨選択することにより、住み慣れた地域や家庭において安心して生活することができるよう支援を提供していきます。

## 2 地域共生社会の実現に向けた各分野との連携

障がい者であってもサービスの「受け手」としてだけでなく「支え手」となり、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、障がいに対する地域全体の理解を深めながら、住まい、生活支援、就労支援、保健・医療、介護の視点から次のとおり障がい者福祉施策を推進します。

### (1) 住まいの支援

障がい者等の住宅確保要配慮者に対する住まいの支援は、各自治体による公営住宅への優先入居や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく賃貸住宅等の確保が行われています。当町では、障がい者の住まいに関する相談に応じて、障がい者の安全な生活や介護家族の負担軽減などのため、日常生活用具給付等事業による住宅の段差解消や手すり設置などの支援を行い、生活の利便性の向上に努めます。

また、地域生活における住まいの支援のほか、施設入所支援や共同生活援助などの障害福祉サービスが必要な障がい者もいます。近年、障がい者の自立支援の観点から、入所型施設や入院医療機関からグループホームや家庭等への地域生活移行を推進する施策へと転換されていますが、高齢化・重症化により地域生活への移行が困難な障がい者や新たに入所型施設の利用が必要となった障がい者に対するサービス確保に努めます。

### (2) 生活支援の充実

#### ①地域支え合い活動の推進

当町においては、高齢者や障がい者など、支援を必要とする人が住み慣れた地域において社会から孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、平成27年に由仁町地域支え合い活動の推進に関する条例を制定し、自治区ごとに日常生活の見守り活動や生活支援活動を推進しています。

町や社会福祉協議会等が提供する公的サービスには限界がある中で、障がい者が地域において安心して生活するためには、これら地域の「支え手」に

よる生活支援が今後重要となってきます。障がい者福祉施策においても、地域支え合い活動がより浸透し有効に運用されるよう推進していくとともに、障がい者自身も支援の「受け手」としてだけでなく、自立訓練等事業を通じて地域の「支え手」となることができる地域共生社会の実現に向けて取組を進めていきます。

## ②権利擁護の推進

障がい者の虐待防止については、平成24年10月施行の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、取組が進められています。

当町においても、虐待の通報や相談があった場合には、速やかな対応を行うことができるよう警察など関係機関との連携強化に努めます。

また、障がい者が様々な事情により生活に困窮し、地域生活の継続に支障を来すことがないよう、生活保護担当部署との連携や生活困窮者支援制度の活用を進めます。

さらに、平成28年5月施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、利用が進んでいない成年後見制度が有効に活用されることを目的として、市町村計画の策定に努めるよう規定されています。

当町においては、令和2年度に成年後見利用支援事業により、町長申立てによる成年後見人等の審判請求がありましたが、高齢化の進展等に伴い、支援を必要とする知的障がい者や精神障がい者、認知症等高齢者の増加が見込まれることから、市町村計画の策定も含めた支援体制の充実を検討します。

## ③災害・感染症への備え

町では、大規模災害時における住民の「自助」、地域の「共助」と、行政による「公助」とが一体となった防災体制の推進に努めています。

平常時から要配慮者情報の収集や共有を図るとともに、一人一人の障がい特性に応じた支援の取組を促進します。また、自治区、民生委員、消防、警察などと連携した安否確認体制の構築に努めます。

また、感染症対策の取組については、新型インフルエンザ等対策特別措置法による市町村行動計画において定められている感染症対策の取組みに対し、平時から感染拡大防止への取組の推進に努めていきます。

## ④社会参加の促進

障がい者の自立と社会参加の促進に当たっては、障がいに対する地域全体

の理解が深まることが必要不可欠です。

平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、自治体や事業者などが不当な差別を行わないことや合理的な配慮を行うことが規定されました。当町において、障害者差別解消法が適切に運用されるよう事業者などへの周知に努めるとともに、障がい者からこれらの相談があった場合には真摯に対応し、解消に努めます。

一方、公共交通機関の少ない当町においては、障がいの有無にかかわらず交通弱者の日常生活や社会参加を支える移動手段の確保は大きな課題となっています。人工透析に必要不可欠な医療機関受診のための移動支援事業や重度身体障がい者を対象とした福祉タクシー利用助成事業を実施しているほか、障がい者福祉施策以外でも平成27年からデマンドタクシーを本格運行していますが、運行範囲や便数が限られていることなどから、交通弱者全てを内包する支援体制とはなっていません。

このことから、交通弱者の移動手段の確保については、地域交通担当部署やまちづくり担当部署などとの横断的な体制で検討を進めます。

また、日中活動における一時的な見守りの場を確保し、介護家族を支援する日中一時支援事業についても、その提供体制の確保や利用の促進を図ります。

さらに、由仁町身障福祉協会や由仁町ことばを育てる親の会、よつば会（精神障がい者の地域家族会、栗山町）などの自主活動組織との連携にも努めます。

## ⑤意思疎通支援の推進

障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者に手話通訳や要約筆記等の手法により支援を行う意思疎通支援事業については、希望に応じて北海道から派遣を受ける体制を整備しています。

これまでは利用希望者がいなかったため事業が活用されたことはありませんが、今後も実施体制を確保するとともに、手話サークル等関係団体との連携により、手話等の理解や普及啓発を図ります。なお、緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用についても検討します。

## ⑥その他の保健福祉事業の推進

救急時の支援や安全・安心な生活を担保するための緊急通報装置設置事業や適切な栄養管理と安否確認を行う障がい者（児）等在宅生活支援事業（配食サービス）、冬期間の除排雪労力の確保が困難な障がい者に対する除排雪

サービス事業など必要な支援の提供に努めます。

### (3) 就労支援の充実

就労は、障がいの有無に関わらず、人が社会生活を営む上で必要不可欠な生産活動です。

就労支援に関する障害福祉サービスには、就労移行支援や就労継続支援(A型・B型)があり、さらに平成30年度からは就労定着支援が創設されました。障がい者が自ら望む生活の実現に向けて、必要な支援を受けながら段階的にステップアップしていくことができるようサービス提供事業所の確保と利用者への相談支援を行うとともに、障がい者の自立促進の観点から、「由仁町障がい者就労施設等優先調達方針」により、物品等の調達の推進を図ります。

また、障害福祉サービス以外にも、公共職業安定所(ハローワーク)や地域若者生活サポートステーションなどの公的機関との連携調整が必要なこともあります。必要に応じてこれらの機関と相互支援を行うことができるよう、障がい保健福祉圏域会議等への参加により情報収集と情報発信に努めます。

さらに、近年、北海道において、農業従事者の高齢化や働き手の不足という農業者側の需要と障がい者の就業率や賃金の低さから経済的自立が難しいという福祉側の需要から、障がい者が農業生産活動に携わる「農福連携」の取組が進められています。当町では、現在まで具体的な動きはないものの、「農福連携」の可能性について、北海道の動向を注視しながら、必要に応じて農政担当部署との調整に努めます。

### (4) 保健・医療サービスの充実

高齢化・過疎化といった地域特性から、地域医療体制の確保は重要課題の一つとなっています。

当町では、由仁町立診療所と牧野内科医院の2か所の医療機関及び4か所の歯科医療機関、調剤薬局としてゆに・ハーブ薬局があるほか、診療科によっては町外医療機関を利用することも多くあります。障がい者が必要な医療を身近な地域で受けることができるよう、高齢者施策と一体となって訪問診療や訪問看護などの在宅医療を含めた地域医療体制の確保に努めます。

障がいの原因となる疾患の発症予防や重症化予防も重要課題の一つです。脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患、人工透析が必要な腎臓機能障がい、心臓ペースメーカー埋め込み手術が必要となる重症不整脈は、高血圧や糖尿病等の生活習慣病に起因することが多い疾患です。

生活習慣病予防は、障がい者福祉施策においても重要であり、保健予防担

当部署との連携を密にし、情報共有を図ります。

#### **(5) 相談体制の充実**

地域の総合的、専門的な相談窓口である由仁町障がい者総合相談支援センターを核として、多様な障がい特性や複合的な課題に対応するため、また、高齢化の課題には、地域包括支援センターなど介護保険関係機関との連携を密にし、相談支援体制の強化を図っていきます。

#### **(6) 介護サービスの充実**

本章「1 障がい特性に応じた支援」の高齢障がい者への支援でも述べたとおり、当町の障がい者福祉施策は介護保険制度や高齢者施策と一体的に進めていきます。

個別の支援においては、由仁町地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と由仁町障がい者総合相談支援センターが連携を進めることで、単に年齢による線引きではなく必要な支援が必要な人に行き届くこと、そして自立支援を妨げない必要量が提供される切れ目のない支援が行われることが必要です。



## 第5章 基本指針に定める成果目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、自立訓練事業等を利用し、施設入所者の5%以上を削減することを基本としています。また、施設入所者への地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等の対応が困難な者を加え、見込みを設定します。

当町では、入所型施設に入所している障がい者が高齢化・重度化しており、地域生活への移行が困難な状況です。地域生活に移行する人数を国の基本指針のとおり見込むことが困難であることから、現状の人数を維持することを目標値とします。

| 項目                   | 数値 | 考え方                   |
|----------------------|----|-----------------------|
| 令和4年度末の施設入所者数<br>(人) | 28 | 実数                    |
| 令和8年度末の施設入所者数<br>(人) | 28 | 令和8年度末において施設入所している者の数 |

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとされ、当町では、介護保険法に基づく地域ケア会議が地域包括ケアシステムを推進するための協議の場としての機能を持っており、障がい者も含めた事業展開を図っています。

しかし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の観点から精神障がい者の地域移行を進めるためには、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいとされていることから、現在の地域ケア会議とは別に、近隣市町との共同設置も視野に検討を進めます。

| 項目                                 | 目標 |
|------------------------------------|----|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場（地域ケア会議）の年間の開催回数 | 1回 |
| 保健・医療・福祉・介護関係者の参画の有無               | 有  |

| 項 目                   | 目 標 |
|-----------------------|-----|
| 精神障がい者における地域移行支援の利用者数 | 1 人 |
| 精神障がい者における共同生活援助の利用者数 | 1 人 |
| 精神障がい者における地域定着支援の利用者数 | 1 人 |
| 精神障がい者における自立支援援助の利用者数 | 1 人 |

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、入所や入院から地域生活への移行、定着や就労など自立した生活を確保するために必要な支援体制を構築することを目的に、地域生活を支援する機能の集約などを行う地域生活支援拠点を整備することとされ、当町においては、令和2年度に由仁町障がい者総合相談支援センターを核とした「由仁町地域生活支援拠点等」を関係機関及び事業所などで設立しました。

また、地域自立支援協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要であるため、機能の充実に向けて関係機関及び事業所間での情報を連携し、運用状況の検証・検討を進めます。

| 項 目                | 目 標   |
|--------------------|-------|
| 運用状況の検証及び検討の年間実施回数 | 1 回以上 |

### 4 福祉施設等から一般就労への移行

#### (1) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労移行者数の1.28倍以上とすることを目標としています。

当町では、令和3年度の一般就労移行者数はいませんでした。目標値を次のとおり設定します。

| 項目                             | 数値 | 考え方                              |
|--------------------------------|----|----------------------------------|
| 令和3年度の一般就労移行者数（人）              | 0  | 実数                               |
| 【目標値】<br>令和8年度の年間一般就労移行者見込数（人） | 1  | 令和8年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数 |

## （2）就労移行支援事業及び就労継続支援の利用者数

国の基本指針では、就労移行支援事業は令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とし、就労継続支援A型事業は令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍、B型事業は概ね1.28倍とすることを目標としています。

当町においては、令和3年度の一般就労移行者はいませんでした。目標値を次のとおり設定します。

| 項目                             | 数値 | 考え方                   |
|--------------------------------|----|-----------------------|
| 令和3年度の一般就労移行者数（人）              | 0  | 実数                    |
| 【目標値】令和8年度末時点<br>就労移行支援事業（人）   | 1  | 令和8年度において一般就労へ移行する者の数 |
| 【目標値】令和8年度末時点<br>就労継続支援A型事業（人） | 1  | 令和8年度において一般就労へ移行する者の数 |
| 【目標値】令和8年度末時点<br>就労継続支援B型事業（人） | 1  | 令和8年度において一般就労へ移行する者の数 |

## 第6章 令和8年度までの見込量及び支援の方針

### 1 障がい者数の推計

難病患者を除く障がい者数は、令和4年度末現在で600人となっており、平成24年度を境に年々減少していることから、今後も減少傾向が続くことが予測されます。

一方で、精神障がい者は高齢化による認知症の増加や現代社会をめぐるうつ病等の増加が今後も見込まれることから増加傾向が続くものとして推計しています。

なお、難病患者については、新たに対象疾患が拡大されたり、指定難病から除外されたりすることがあり、見込むことが困難であるため、推計していません。

| 区 分       | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 身体障がい者（人） | 345 | 340 | 335 | 330 |
| 知的障がい者（人） | 75  | 75  | 75  | 75  |
| 精神障がい者（人） | 180 | 185 | 190 | 195 |
| 合 計       | 600 | 600 | 600 | 600 |

### 2 障害福祉サービスの見込量と支援の方針

令和6年度から令和8年度までの本計画期間における障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策は、国の基本指針及び本計画の「第3章 計画の基本的な考え方」を基本とし、当町の障がい者が住み慣れた地域や家庭において安心して自立した生活を送ることができるよう次のとおりとします。

障害福祉サービスの必要見込量は、現に利用している人数、特別支援学校卒業や入所及び入院から地域生活に移行が見込まれる人数を勘案しています。

また、障害福祉サービス事業者から、町内に訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス（グループホーム）及び相談支援事業所の開設の意向があった場合は、連携を密にしてその支援を行います。

#### (1) 訪問系サービス

##### ○見込み

| 項 目         | 単 位             | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-------------|-----------------|-----|-----|-----|
| 居宅介護・重度訪問介護 | 利用者数（人）         | 10  | 10  | 10  |
|             | 利用時間数<br>（時間／月） | 50  | 50  | 50  |

### ○支援の方針

障がい者が住み慣れた地域や家庭において安心して自立した生活を送ることができるよう、必要量の確保に努めます。

## （２）日中活動系サービス

### ○見込み

| 項 目        | 単 位       | 6年度   | 7年度   | 8年度   |
|------------|-----------|-------|-------|-------|
| 生活介護       | 利用者数（人）   | 35    | 35    | 35    |
|            | 利用量（人日／月） | 770   | 770   | 770   |
| 療養介護       | 利用者数（人）   | 2     | 2     | 2     |
| 短期入所（福祉型）  | 利用者数（人）   | 7     | 7     | 7     |
|            | 利用量（人日／月） | 30    | 30    | 30    |
| 就労移行支援     | 利用者数（人）   | 2     | 2     | 2     |
|            | 利用量（人日／月） | 44    | 44    | 44    |
| 就労継続支援（A型） | 利用者数（人）   | 3     | 3     | 3     |
|            | 利用量（人日／月） | 66    | 66    | 66    |
| 就労継続支援（B型） | 利用者数（人）   | 30    | 30    | 30    |
|            | 利用量（人日／月） | 660   | 660   | 660   |
| 就労定着支援     | 利用者数（人）   | 1     | 1     | 1     |
|            | 利用量（人日／月） | 1     | 1     | 1     |
| 就労選択支援     | 利用者数（人）   | -     | 1     | 1     |
|            | 利用量（人日／月） | -     | 1     | 1     |
| 合 計        | 利用者数（人）   | 80    | 81    | 81    |
|            | 利用量（人日／月） | 1,571 | 1,572 | 1,572 |

### ○支援の方針

障がい者が住み慣れた地域や家庭において安心して自立した生活を送るこ

とができるよう、必要量の確保に努めます。

特に、入所や入院から地域生活への移行、定着や就労など自立した生活を確保するために必要な支援体制を構築するためには、これら日中活動系サービスの充実が重要であることから、各サービス事業所や相談支援事業所と連携を図りながら整備や利用を進めていきます。

また、障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスである就労選択支援は、令和7年10月から開始予定であるため、動向を注視しながらサービス提供体制の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### ○見込み

| 項目        | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 共同生活援助（人） | 23  | 23  | 23  |
| 施設入所支援（人） | 28  | 28  | 28  |
| 合計        | 51  | 51  | 51  |

町内のグループホームの定員は、11人となっていますが、定員を超えて利用されている状況です。今後も在宅の障がい者で親の高齢化により同居が困難なケースも見込まれることや令和6年度に日中一時支援型グループホームの建設を予定している事業所も供給量調査で確認できたことから、共同生活援助数の確保を見込みます。

#### ○支援の方針

入所型施設やグループホーム、精神科医療機関から地域生活に移行する障がい者を対象に新設される自立生活援助については、本計画期間中の利用は見込んでいませんが、地域移行支援や地域定着支援の利用の動向を踏まえて必要に応じてサービス提供体制の確保に努めます。

共同生活援助については、入所や入院から地域生活への移行を推進することを基本として、個々の希望や事情に合わせた支援を行います。

施設入所支援についても、地域生活への移行を推進することを基本としますが、障がい者の高齢化・重度化など利用の実態や自宅での生活が困難な障がい者の入所希望など個々の事情に合わせた必要な支援を行います。

また、高齢化による介護保険施設への移行希望がある場合は、双方の事業所と連携を図りながら入所への調整を行います。

#### (4) 相談支援

##### ○見込み

| 項目     | 単位             | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--------|----------------|-----|-----|-----|
| 計画相談支援 | 各年度末の月間利用者数(人) | 12  | 12  | 14  |
| 地域移行支援 | 各年度末の月間利用者数(人) | 1   | 1   | 1   |
| 地域定着支援 | 各年度末の月間利用者数(人) | 1   | 1   | 1   |

##### ○支援の方針

計画相談支援については、計画相談支援事業所との連携により、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、引き続き全ての障害福祉サービス利用者が必要な支援を受けることができるようサービス提供体制の確保に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援についても、入所型施設やグループホームから地域生活に移行する障がい者や、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって精神科医療機関から退院可能な長期精神科入院者の動向を把握しながらサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、由仁町障がい者総合相談支援センターについては、基幹相談支援センターとして計画相談支援事業所と連携を図りながら、障がい者が地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

### 3 地域生活支援事業の見込量と支援の方針

地域生活支援事業については、地域の実情に応じて、成果目標の達成に資するよう見込量を定めることとされています。

当町の障がい者が住み慣れた地域や家庭において安心して自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策を次のとおりとし、自立支援給付と一体的に提供できる体制の構築に努めます。

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発支援事業

##### ○見込み

| 項 目   | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-------|-----|-----|-----|
| 実施の有無 | 有   | 有   | 有   |

### ○支援の方針

障がいの理解を深めるために、地域住民に対し講演会などの啓発活動の実施やヘルプマーク・ヘルプカードの利用や援助方法について普及啓発を行います。

## ②自発的活動支援事業

### ○見込み

| 項 目   | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-------|-----|-----|-----|
| 実施の有無 | 有   | 有   | 有   |

### ○支援の方針

障がい者やその家族、地域住民などが自発的な活動により、生活の向上や生きがいがづくりができるよう、由仁町身障福祉協会や各種関係団体の支援を行います。

## ③相談支援事業

### ○見込み

| 項 目             | 単 位     | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------------|---------|-----|-----|-----|
| 障害者相談支援事業       | 実施見込箇所数 | 1   | 1   | 1   |
| 基幹相談支援センター      | 設置の有無   | 有   | 有   | 有   |
| 市町村相談支援事業機能強化事業 | 実施の有無   | 有   | 有   | 有   |
| 住宅入居等支援事業       | 実施の有無   | 有   | 有   | 有   |

### ○支援の方針

障がい者や障害福祉サービス事業所及び保健・医療・福祉等関係機関からの相談に対応するため、由仁町障がい者総合相談支援センターの設置及び相



談支援体制の充実に努めるとともに、地域全体で障がい者を支える体制づくりの観点から、由仁町地域包括支援センターと一体的に支援を進めるほか、民生委員児童委員や地域住民との連携を図ります。

また、相談支援専門員や専門職の確保により、より専門的な相談に応じることができる体制づくりや、賃貸契約による一般住宅への入居に支援が必要な障がい者に対し、入居前後の支援を行います。

#### ④成年後見制度利用支援事業

##### ○支援の方針

本計画期間中の成年後見制度利用支援事業の利用は見込んでいませんが、需要があった場合には対応できる体制を確保します。

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

##### ○見込み

| 項目    | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-------|-----|-----|-----|
| 実施の有無 | 有   | 有   | 有   |

##### ○支援の方針

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、安定的に実施できる組織体制の構築などを行います。当町では、実施体制が整っていない状況であり、今後、体制確保の検討に努めます。

#### ⑥意思疎通支援事業

##### ○支援の方針

本計画期間中の利用は見込んでいませんが、希望があった場合には北海道と連携し、対応できる体制の確保に努めます。

#### ⑦日常生活用具給付等事業

##### ○見込み

| 項目           | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--------------|-----|-----|-----|
| 介護・訓練支援用具（件） | 1   | 1   | 1   |

|                     |     |     |     |
|---------------------|-----|-----|-----|
| 自立生活支援用具（件）         | 1   | 1   | 1   |
| 在宅療養等支援用具（件）        | 1   | 1   | 1   |
| 情報・意思疎通支援用具（件）      | 1   | 1   | 1   |
| 排泄管理支援用具（件）         | 260 | 265 | 270 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修）（件） | 1   | 1   | 1   |

### ○支援の方針

障がい者の日常生活や社会生活の利便性向上のため、情報提供と適切な給付に努めます。

特に、排泄管理支援用具については、近年の給付件数が増加していることから、保健・医療関係者との情報共有や連携を密にし、適切な給付に努めます。

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

#### ○支援の方針

本計画期間中の登録者は見込んでいませんが、ニーズ動向を踏まえながら事業実施について検討します。

### ⑨移動支援事業

#### ○見込み

| 項目         | 6年度   | 7年度   | 8年度   |
|------------|-------|-------|-------|
| 実利用者数（人）   | 23    | 25    | 27    |
| 延べ利用時間（時間） | 2,001 | 2,175 | 2,349 |

#### ○支援の方針

障がい者が地域において自立した社会生活を送り、社会参加が促進されるよう、必要量の提供体制の整備に努めます。

近年、人工透析による移動支援利用者が増加していますが、現在のサービ

ス提供体制ではニーズを充足することが困難となってきました。利用対象者の動向や医療機関の体制を踏まえながら、必要に応じてサービス提供事業者の実施体制強化も含めて今後のサービス提供体制を検討していきます。

また、当町における移動手段確保については、高齢化の進展などにより、障がい者のみならず地域全体の課題となっていることから、高齢者施策やまちづくり施策等と一体的に今後の支援体制づくりを進めます。

## ⑩地域活動支援センター

### ○見込み

| 項目        | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 実施箇所数（か所） | 1   | 1   | 1   |

### ○支援の方針

本計画期間中の利用は見込んでいませんが、希望があった場合には対応できるように、南空知南部地域活動支援センターでの提供体制を確保します。

## (2) 任意事業

### ①日中一時支援事業

#### ○見込み

| 項目        | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 実施箇所数（か所） | 3   | 3   | 3   |
| 実利用者数（人）  | 6   | 6   | 6   |

### ○支援の方針

障がい者の日中活動の場を確保し、障がい者の家族に対する支援を進める観点から、サービス提供事業所と必要量の確保に努めます。

### ②自動車運転免許取得・改造助成事業

#### ○見込み

| 項目    | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-------|-----|-----|-----|
| 件数（件） | 1   | 1   | 1   |

## ○支援の方針

障がい者が地域において自立した社会生活を送り、社会参加が促進されるよう、情報提供と利用ニーズの把握に努めます。

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、効率的かつ効果的に施策を実施するため、PDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況の点検及び評価を行い、高齢者及び障がい者等に係る保健福祉関係計画検討協議会において、本計画の進行管理を実施していきます。



# 第3期障がい児福祉計画

## 第1章 計画の基本的事項

「障がい者計画・第7期障がい福祉計画」第1章に記載

## 第2章 障がい児を取り巻く現状

### 1 障がい児数の推移

令和4年度末現在、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている18歳未満の障がい児は11人となっています。

また、小児慢性特定疾患や自立支援医療（育成医療）の給付を受けた子供の人数は次のとおりです。人数の増減はありますが、近年は10人未満で推移しています。

#### ○難病等児童患者数の推移（疾患別）

（単位：人）

| 区 分     | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 悪性新生物   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 慢性腎疾患   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1  | 0  | 0  | 1  |
| 慢性呼吸器疾患 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 慢性心疾患   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 内分泌疾患   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0  | 0  | 1  | 0  |
| 膠原病     | 0   | 0   | 1   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 糖尿病     | 1   | 1   | 1   | 1   | 1  | 1  | 0  | 2  |
| 慢性消化器疾患 | 1   | 0   | 1   | 1   | 1  | 0  | 0  | 1  |
| 合 計     | 3   | 3   | 4   | 4   | 4  | 3  | 2  | 6  |

（各年度末現在）

#### ○自立支援医療（育成医療）受給者数の推移

（単位：人）

| 区 分       | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 肢体不自由     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 視覚障がい     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 聴覚平衡機能障がい | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 音声言語機能障がい | 2   | 2   | 0   | 1   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 心臓機能障がい   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| その他       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 合 計       | 3   | 3   | 0   | 1   | 0  | 0  | 0  | 0  |

（各年度末現在）

## 2 障害児通所支援等の実施状況

### (1) 児童発達支援

児童発達支援は、未就学の障がい児などに対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

令和3年度以降、利用者数及び利用量が大きく増加しました。これは、令和3年4月から町内に障害児通所支援事業所が開所したことによるものです。

| 項目        | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-----------|-----|----|-----|----|-----|----|
|           | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数（人）   | 3   | 12 | 3   | 16 | 3   | 18 |
| 利用量（人日／月） | 15  | 29 | 15  | 68 | 15  | 75 |

※令和5年度実績は見込み、以下同様。

### (2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校に通っている障がい児などに対し、放課後や長期休業中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを継続的に提供するサービスです。

令和3年度以降、利用者数及び利用量が大きく増加しました。これは、令和3年4月から町内に障害児通所支援事業所が開所したことによるものです。なお、利用者数に対して1人当たりの利用量は少ない傾向が見られます。

| 項目        | 3年度 |    | 4年度 |     | 5年度 |     |
|-----------|-----|----|-----|-----|-----|-----|
|           | 計画  | 実績 | 計画  | 実績  | 計画  | 実績  |
| 利用者数（人）   | 14  | 21 | 15  | 18  | 16  | 20  |
| 利用量（人日／月） | 210 | 97 | 235 | 171 | 260 | 188 |

### (3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育所などにおける集団生活への適応のため、専門的な支援を行うものです。

令和3年度以降、利用者数及び利用量が大きく増加しました。これは、令和3年4月に町内で障がい児通所支援事業所が開所したことによるものです。

| 項目        | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|-----------|-----|----|-----|----|-----|----|
|           | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数（人）   | 1   | 16 | 1   | 22 | 1   | 24 |
| 利用量（人日／月） | 2   | 7  | 2   | 13 | 2   | 14 |

#### (4) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がい児などの生活を支え、課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかに支援するものです。

本計画中において、計画値どおりに推移しています。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数（人） | 1   | 2  | 1   | 2  | 1   | 2  |

#### (5) その他のサービス実施状況

##### ①児童発達支援事業等費用助成事業

児童発達支援事業等費用助成事業は、障害児通所支援等を利用している障がい児などの保護者に対し、必要な指導や訓練などの利用を促進するため、障害児通所支援等の利用者負担金の一部を助成します。

| 項目      | 3年度 |    | 4年度 |    | 5年度 |    |
|---------|-----|----|-----|----|-----|----|
|         | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 | 計画  | 実績 |
| 利用者数（人） | -   | 22 | -   | 21 | -   | 20 |



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 障がい児の健やかな育成のための発達支援

国の基本的理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に尊重し合いながら共生する社会の実現」を本計画の柱とし、かつ、こども基本法においても「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されること」を踏まえ、障がい児が地域や家庭において健やかに育成されるよう、障がい児及びその家族に対し必要な支援を行うとともに、障害児通所支援等サービス提供体制の整備をより一層進めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等と連携し、切れ目なく一貫した支援が提供される体制づくりに努めます。

これらの取組により、当町の障がい児が住み慣れた地域や家庭において健やかに成長するとともに、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できる地域社会の実現を目指します。

## 第4章 障がい児福祉施策の展開

### 1 地域支援体制の構築

地域において障がい児が健やかに成長していくためには、障がいの種別や程度にかかわらず、その家庭も含めて重層的に支援する体制を構築することが大切です。

胎生期、出生から乳幼児期、学齢期を経て大人へと成長していく過程には、ライフステージごとに保健、医療、保育、教育、就労支援、そして障がい者福祉施策へと様々な関係機関の支援が必要であり、それらが切れ目なく一貫として提供される必要があります。

また、保健、医療、保育及び教育などの支援は、障がいの有無にかかわらず、子育て支援と一体的に行われるものであり、共に成長することで、障がい児が地域で育成され、地域共生社会の理解や発展がより進むことにつながります。

専門医療・療育機関や障害児通所支援等サービス事業所、特別支援学校、就労支援事業所などの障がい児にかかわる様々な関係機関と、当町における子育て支援、保育、教育機関が、障がい児やその保護者の地域生活に相互に

適切な支援を行うことができるよう、計画相談支援事業所や障害児通所支援等サービス提供事業所と連携を図りながら地域支援体制の構築を推進します。

## 2 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。

障害児通所支援事業所等の保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を推進します。

## 3 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障害及び高次脳機能障害を有する障がい児であっても、身近な地域や家庭で必要な支援が受けられるよう北海道と連携し、広域的な体制づくりへの参画に努めます。

# 第5章 基本指針に定める成果目標

## 1 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針では、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育及び就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で受けることができるよう、成果目標を設定することとされています。

当町においても、切れ目のない一貫した支援の提供のための体制づくりに努めますが、地域の社会資源には限りがあることから、効果的・効率的に提供することができるよう、近隣市町や障がい保健福祉圏域等との広域実施も視野に入れながら提供体制の整備を進めます。

### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、地域の中核的な支援施設として、令和8年度末までに各市町村又は障がい保健福祉圏域ごとに少なくとも1か所以上の児童発達支援センターを設置することを基本としています。北海道の方向性として、障がい保健福祉圏域内に1か所以上整備することを目標としていることから、圏域での設置に向けて協議への参画や近隣市町との連携に努めます。

なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な

障がい児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要であることから、当町では、子ども発達支援センターを入口とし、必要な支援を行い子どもの成長を手助けする体制の維持に努めます。

また、保育所等訪問支援については、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、提供体制の構築を図ることが重要であります。すでに保育所等訪問支援の提供体制があることから、利用の促進や内容の充実が図られるよう努めます。

## **(2) 重症心身障がい児を支援する事業所の確保**

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、令和8年度末までに各市町村又は障がい保健福祉圏域ごとに少なくとも1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを基本としています。

北海道の方向性として、障がい保健福祉圏域内に1か所以上整備することを目標としていることから、圏域での設置に向けて協議への参画や近隣市町との連携に努めます。

## **(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

国の基本指針では、経管栄養や気管切開などが必要な医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、令和8年度末までに各市町村又は都道府県が関与した上で障がい保健福祉圏域ごとに協議の場を設置するとともに医療的ケア児童コーディネーターを配置することを基本としています。

北海道の方向性として、令和8年度末までに障がい保健福祉圏域に1か所整備することを目標としていることから、圏域での設置に向けて協議への参画や近隣市町との連携に努めるとともに、医療的ケア児が発生したときに地域支援体制が機能するよう、保健、医療、保育、教育機関など各関係機関とのネットワークづくりに努めます。

## **(4) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実**

支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材、地域資源の把握を行い、関係機関との連携を図り支援体制の構築に努めます。

## 第6章 令和8年度までの見込量及び支援の方針

### 1 障害児通所支援等の見込量と支援の方針

令和6年度から令和8年度までの本計画期間における障害児通所支援等の見込量とその確保のための方策は、国の基本指針及び本計画の「第3章 計画の基本的な考え方」を基本とし、当町における障がい児が住み慣れた地域や家庭において健やかに成長することができるよう、次のとおりとします。

#### ○見込み

| 項目                       | 単位             | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--------------------------|----------------|-----|-----|-----|
| 児童発達支援<br>(児童発達支援センター以外) | 利用者数(人)        | 18  | 18  | 18  |
|                          | 利用量(人日/月)      | 75  | 75  | 75  |
| 放課後等デイサービス               | 利用者数(人)        | 20  | 20  | 20  |
|                          | 利用量(人日/月)      | 188 | 188 | 188 |
| 保育所等訪問支援                 | 利用者数(人)        | 24  | 24  | 24  |
|                          | 利用量(人日/月)      | 14  | 14  | 14  |
| 障害児相談支援                  | 各年度末の月間利用者数(人) | 2   | 2   | 2   |
| 合計                       | 利用者数(人)        | 64  | 64  | 64  |
|                          | 利用量(人日/月)      | 277 | 277 | 277 |

#### ○支援の方針

発達に心配のある子どもとその家族が、適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、子どもの発達支援体制を整備し、住み慣れた地域や家庭において健やかに成長することができるよう、障害児通所支援等の必要量の確保に努めます。

また、当町における社会資源には限りがあることから、効果的・効率的に提供することができるよう、障がい保健福祉圏域や近隣市町との広域実施による体制づくりを進めます。

## 第7章 計画の推進

「障がい者計画・第7期障がい福祉計画」第7章に記載

令和6年3月発行

編集・発行 由仁町保健福祉課

令和6年3月発行

編集・発行 由仁町保健福祉課

